

う監第 220 号
平成26年8月12日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 久保田 正信



うるま市監査委員 安慶名 忠信



うるま市監査委員 奥 田 修



平成25年度決算に基づくうるま市財政健全化審査及び
うるま市経営健全化審査に対する意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼に実施した。

2. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

3. 審査の期間

平成 26 年 8 月 7 日～平成 26 年 8 月 12 日

4. 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率は、いずれも法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認めた。

記

(単位:%)

| 健全化判断比率 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 早期健全化基準 |
|------------|--------|--------|--------|---------|
| ① 実質赤字比率 | - | - | - | 12.04 |
| ② 連結実質赤字比率 | - | - | - | 17.04 |
| ③ 実質公債費比率 | 10.5 | 10.2 | 9.9 | 25.0 |
| ④ 将来負担比率 | 69.2 | 59.7 | 41.3 | 350.0 |

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す

5. 審査の意見

(1) 総合意見

平成 25 年度の財政健全化判断比率については、早期健全化基準を下回っており、良好な状態を示しているものの、厳しい地方財政の状況を踏まえ、引き続き効率的な行財政運営に努められたい。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 25 年度の実質赤字比率は $\Delta 6.34\%$ で、前年度に比べ 0.48 ポイント下降したが、実質収支額が黒字であるため、実質赤字比率は該当なし(「—」と表記)となる。

また、早期健全化基準の 12.04%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成 25 年度の連結実質赤字比率は $\Delta 7.31\%$ で、前年度に比べ 1.31 ポイント上昇したが、連結実質収支額が黒字であるため、連結実質赤字比率は該当なし(「—」と表記)となる。

また、早期健全化基準の 17.04%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成 25 年度の実質公債費比率は 9.9%で、前年度に比べ 0.3 ポイント改善した。早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 25 年度の将来負担比率は 41.3%で、前年度に比べ 18.4 ポイント改善した。繰上償還により市債残高が下がったこと、財政調整基金や減債基金等の充当可能基金が増加したこと等により、昨年度に引き続き大幅な改善となっている。早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

平成 25 年度 経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施した。

2. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

3. 審査の期間

平成 26 年 8 月 7 日～平成 26 年 8 月 12 日

4. 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率は、いずれも法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認めた。

記

(単位：%)

| 資金不足比率 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|--------|--------|---------|
| 水道事業会計 | - | - | - | 20.0 |
| 下水道事業会計 | - | - | - | 20.0 |
| 農業集落排水事業会計 | - | - | - | 20.0 |

※ 「-」は資金に不足額がないことを示す。

5. 審査の意見

(1) 総合意見

平成 25 年度の資金不足比率は、3 事業会計において資金の不足額は発生していないものの、今後も公営企業を取りまく経営環境は厳しい状況にあることから、引き続き効率的な事業運営に努められたい。

(2) 個別意見

① 水道事業会計

平成 25 年度については、資金不足は生じていないため、資金不足比率は該当しない。

② 公共下水道事業特別会計

平成 25 年度については、資金不足は生じていないため、資金不足比率は該当しない。

③ 農業集落排水事業特別会計

平成 25 年度については、資金不足は生じていないため、資金不足比率は該当しない。